2　次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、理事又は経営管理委員は、当該各号に定める事項を組合員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける組合員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項　監事が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を組合員に対して通知すべきことを理事又は経営管理委員に請求したときは、その旨

二　前項第三号及び第四号に掲げる事項　監事又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を組合員に対して通知すべきことを理事又は経営管理委員に請求したときは、その旨

（役員の報酬等に関する議案）

第百七十一条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第三十九条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第百七十六条　（略）

2　（略）

3　第百六十三条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、組合は、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該組合員に対して、法第四十七条の五の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　（略）

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百九条の三　法第六十八条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

二　代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三　まだ事業を廃止していない旨

四　届出の年月日

3　（略）

（役員の報酬等に関する議案）

第百七十一条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第三十九条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第百七十六条　（略）

2　（略）

（新設）

3・4　（略）

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百九条の三　法第六十八条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。

一　当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

二　代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三　まだ事業を廃止していない旨

四　届出の年月日

3　（略）